

電力広域的運営推進機関の予算の審査について

(趣旨)

電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）の毎事業年度の予算は、電気事業法第28条の48に基づき、当該事業年度の開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととされている。

また、当委員会が平成27年12月に策定した「託送供給等約款認可申請に係る査定方針」において、電力会社が広域機関へ会費として支払う事業団体費を託送料金原価として認めるとともに、広域機関の運営経費については、その大半が当該会費収入により賄われている。

こうした状況に鑑み、当委員会は、託送料金の適正性を確保する観点から、広域機関の予算について、託送供給等約款料金審査要領及び託送供給等約款認可申請に係る査定方針に準拠して審査に係らしめる必要がある。

このため、広域機関の平成28年度予算案について、電気事業法第106条第5項の規定に基づき、当委員会から広域機関に対して報告徴収を行い、当該予算の内容について審査を行うこととし、その審査方針を御検討いただく。

主なポイント

1. 広域機関の予算に係る審査方針

別紙案参照。

(別紙)

(案)

電力広域的運営推進機関の平成28年度予算案に係る審査方針

平成28年3月4日
電力取引監視等委員会

電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）の毎事業年度の予算は、電気事業法第28条の48に基づき、当該事業年度の開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととされている。

また、当委員会が平成27年12月に策定した「託送供給等約款認可申請に係る査定方針」において、電力会社が広域機関へ会費として支払う事業団体費を託送料金原価として認めるとともに、広域機関の運営経費については、その大半が当該会費収入により賄われている。

こうした状況に鑑み、当委員会は、託送料金の適正性を確保する観点から、広域機関の予算について、託送供給等約款料金審査要領（※）及び託送供給等約款認可申請に係る査定方針に準拠して審査に係らしめる必要がある。

このため、広域機関の平成28年度予算案について、電気事業法第106条第5項の規定に基づき、当委員会から広域機関に対して報告徴収を行い、当該予算の内容について以下の方針に従って審査を行う。

※電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金審査要領（平成27年7月制定）

<審査方針>

1. 原則として、託送供給等約款料金審査要領及び託送供給等約款認可申請に係る査定方針に基づいて審査を行う。
ただし、電力会社に比して広域機関の人員数が小規模であることから、一律に比べられないもの等に、これらを適用し、広域機関の業務遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合にあっては、その内容を斟酌して、当該予算を認めるものとする。
2. 運営経費として計上されている内容が託送料金原価として認められないものや過剰な数量が計上されていないか等の観点から審査を行う。
3. 他方、今般の電力システム改革により広域機関が担うこととなった電力安定供給や電力会社間との調整のためには、電力系統利用に関する様々な情報を集め、それを幅広く分析することが必要であり、広域機関としての高度な知見を有する人材の確保やその育成が極めて重要であることに鑑み、役職員の人件費等について真に必要なものを着実に計上しているかの観点からも審査を行う。